

【資料 3 - 1】

介護業務改善総合相談センター開設・運営業務委託
企画提案競技審査委員会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、第2条に掲げる業務委託の企画提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものである。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、「介護業務改善総合相談センター開設・運営業務委託」に係る企画提案内容の審査及び委託候補者の選定に関する事項を所掌する。

(組織)

第3条 審査委員会の委員は、次の者をもって構成する。

- (1) 秋田県健康福祉部次長
- (2) 秋田県健康福祉部長寿社会課長
- (3) 秋田県健康福祉部長寿社会課長が指名する者1名

2 審査委員会には審査委員長（以下「委員長」という。）を置き、委員長は秋田県健康福祉部次長が務める。

(運営)

第4条 委員長は会務を総括し、審査委員会を代表する。

2 審査委員会の事務局は秋田県健康福祉部長寿社会課に置く。

(会議)

第5条 審査委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

3 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審査委員会の会議は、非公開とする。

(審査の実施及び基準等)

第6条 審査は、原則、企画提案書によるプレゼンテーションにより実施する。ただし、やむを得ない事由によりプレゼンテーションの開催が困難であると認められる場合は、書類による審査を実施する。

2 審査は、別に定める審査基準に基づき評価する。

(委託候補者の決定方法)

第7条 委託候補者は、第6条による審査結果に基づき、審査委員の協議により選出された第1順位者とする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要領は、令和6年4月19日から施行する。